

「協会員の役職員に対する処分に関する ワーキング・グループ」報告書の概要

2023年6月20日
日本証券業協会

WG設置の趣旨

- ◆ 「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。
 - ◆ 近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における顧客情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が高くなっている。これらの状況を踏まえると、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図る必要があると考える。
- ➡ 2022年9月、自主規制会議の下部機関として「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」を設置

WGにおける検討事項

1. 情報漏えいに対する協会員の役職員及び金融商品仲介業者の外務員の処分の厳格化
 - (1) 禁止行為の追加
 - (2) 情報漏えい等に係る処分量定
 2. 不都合行為者名簿の公表等
- ➡ 2023年6月、「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」報告書を取りまとめ

Ⅱ. 処分の厳格化

1. 禁止行為の追加

(1) 規則整備の必要性等

- ◆ 近年、個人情報や情報管理に対する社会的関心が高まる中で、協会員の役職員による顧客情報の漏えい等に関する問題行為が見受けられており、顧客からの苦情も寄せられている。こうした行為の中には、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用など、現行の従業員規則の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」では捉え切れない行為も存在。
- ◆ 当該行為については、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客の信任を裏切るものや顧客が予期しない損害を被るおそれが高いものも含まれている。このため、当該行為について禁止行為とし、顧客情報のより一層の保護を図るため、自主規制規則を整備する必要がある。
- ◆ 過度に禁止行為の範囲が広がると、協会員の活動を不必要に萎縮させてしまうおそれがあること、また、禁止行為への抵触は役職員の処分の対象になり得ることから、役職員の処分範囲が不当に広がらないよう、禁止すべき行為は必要十分な範囲とすべき。

(2) 禁止行為に追加する情報漏えい行為(新禁止行為)の対象とすべき「情報」の範囲

- ◆ 現行の「職務上知り得た秘密の漏えい」と同じ「顧客に関する情報」とする。

Ⅱ. 処分の厳格化

1. 禁止行為の追加

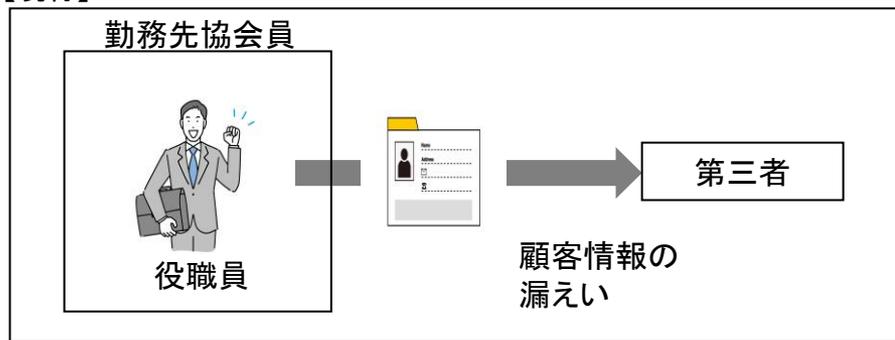
(3) 新禁止行為の検討

追加される「禁止行為」 不正取得・不正使用等	主な理由
①退職時の不返却・不消去 正当な理由なく、退職時に顧客情報を協会員に返却又は消去しないケース	その後の不正使用・漏えいに繋がる蓋然性が高いため
②顧客情報の不正取得 正当な理由なく、他の協会員顧客情報を取得するケース	同上
③顧客情報の不正使用 退職時に返却・消去しなかった顧客情報や他の協会員から不正取得した顧客情報を使用するケース 他者が不正取得等した顧客情報であることを知ったうえで、情報転得者が当該顧客情報を使用するケース(転得情報の使用)を含む。	顧客からの信用を失墜させるおそれが高く、場合によっては顧客が予期しない損害を被るおそれがあるため
④不正取得等した顧客情報の漏えい 不正取得等した顧客情報を第三者に漏えいするケース	現行の「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客が予期しない損害を被り、金商業の信用を失墜させるおそれが高い行為であるため
⑤転得情報の漏えい 他者が不正取得等した顧客情報であることを知ったうえで、情報転得者が当該顧客情報を第三者に漏えいするケース	同上

Ⅱ. 処分の厳格化

1. 禁止行為の追加

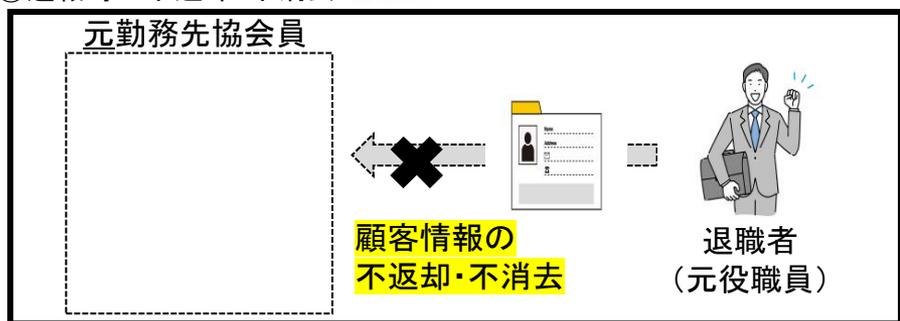
【現行】



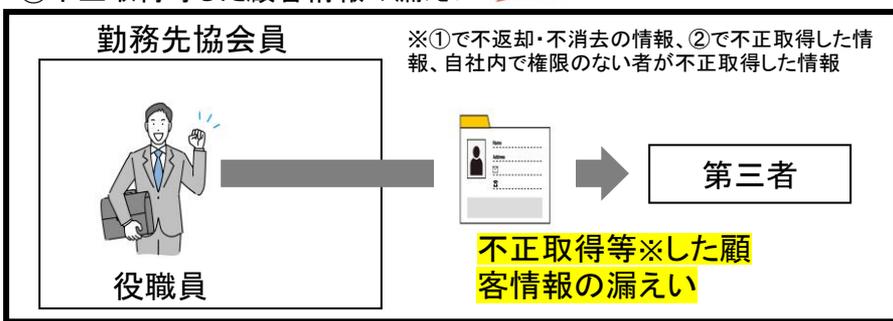
③顧客情報の不正使用(転得情報の使用を含む。) New



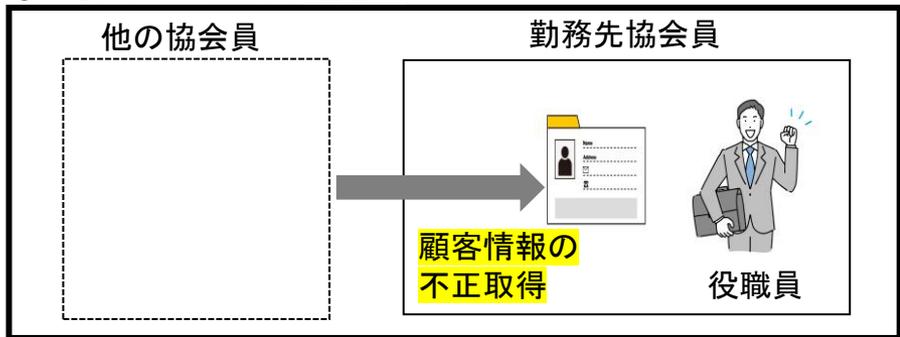
①退職時の不返却・不消去 New



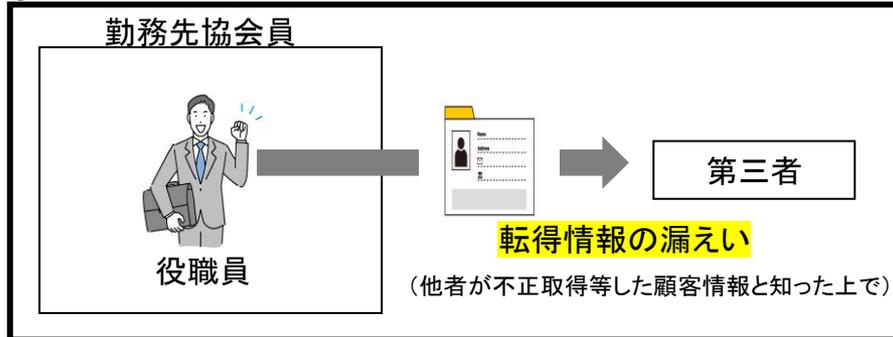
④不正取得等した顧客情報の漏えい New



②顧客情報の不正取得 New



⑤転得情報の漏えい New



➡ 顧客情報の流れ ➡ 顧客情報の使用

Ⅱ. 処分の厳格化

1. 禁止行為の追加

規則上は禁止行為の対象としない行為	禁止行為の対象としない主な理由
<p>①顧客情報の社外持出し 協会員の業務の用に供する目的以外の目的で、社外に顧客情報を持ち出すケース</p>	<p>一の協会員内の役職員の行為であり、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできるため 持出し後の漏えい行為も含めて役職員の教育・管理等を行うことが可能であるため、持出し行為のみを切り出して禁止行為として扱わない</p>
<p>②自社の顧客情報を不正取得 業務上の必要がないにも関わらず、自社の顧客情報を取得するケース</p>	<p>同上 (ただし、不正取得した顧客情報を漏えいすることは禁止行為に該当)</p>
<p>③他の協会員の顧客情報の二次的取得 他者が不正取得等した顧客情報等であることを知りながら取得するケース</p>	<p>このケースは、自らの意思によらずに、他者が不正取得等した顧客情報を受動的に取得してしまうケースを想定しているが、このような行為まで禁止行為として扱うことは過度な規制となるため (ただし、転得情報の不正使用及び漏えいは禁止)</p>
<p>④情報漏えいの唆し 他の協会員の顧客情報を漏えいするよう他者を唆すケース</p>	<p>唆し行為のみで、実際に顧客情報の取得がない場合は、顧客損害のおそれがないため (他者への唆しにより顧客情報を取得した場合には、唆し行為をした者が顧客情報を不正取得したこととなり新禁止行為に該当)</p>
<p>⑤役職員による業務目的外の目的での使用 自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用するケース</p>	<p>一の協会員内の役職員の行為であり、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできるため</p>

Ⅱ. 処分の厳格化

2. 情報漏えい等に係る処分量定

(1) 登録取消処分・不都合行為者の取扱いに係る対応

- ◆ 「協会員の役職員に対する処分の考え方(以下「処分の考え方」)」において、原則、登録取消処分となる行為を挙げている。ここに「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」を追加。(「処分の考え方」の一部改正)
- ◆ 「処分の考え方」に追加した「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の典型的なケースを整理。
- ◆ これにより、顧客情報の漏えい行為の抑止及び処分の予見可能性の向上に資する。

①「協会員の役職員に対する処分の考え方」の一部改正(案)

改正案	現行
<p>2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p>	<p>2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。</p> <p>① 顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為</p> <p>② 金融商品取引法上重い罰則のある行為(相場操縦やインサイダー取引等)</p> <p>(新 設)</p> <p>③ 役員等による協会員の法令等違反を主導する行為</p> <p>④ 再違反行為</p>

(注) 不都合行為者の取扱いについては、「処分の考え方」において、登録取消処分の対象となる行為を行った場合などに該当する場合は、二級不都合行為者の取扱いを検討している。

Ⅱ. 処分の厳格化

2. 情報漏えい等に係る処分量定

②登録取消等の典型的なケース

- ◆ 「処分の考え方」において、原則登録取消となる行為に追加する、「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の典型的なケースは、下表のイ～ハの全ての要件を満たすものとした。
- ◆ なお、登録取消等のケースは以下のケースに限定されるものではないことに留意が必要。

要件	備考
イ. 行為態様 漏えい	「漏えい」は、顧客に実害が生じ、重大性又は社会的影響度が大きい。
ロ. 顧客に関する情報の量・内容 顧客に関する情報の量が甚大であること 又は 秘匿性の高い情報が含まれていること	情報の量は、被害顧客数、情報の種類、件数を総合的に判断することとなる。 また、秘匿性の高い情報とは、例えば、ネット取引のID・パスワード、クレジットカード番号、キャッシュカード番号、マイナンバーなどのように、量が少なくても漏えいによる被害が大きいと考えられるものを想定している。
ハ. 不正な利得の目的・有無 不正な利益を得る目的があること 又は 不正な利益を得ていること	「不正な利益」とは、例えば、漏えい行為に対する見返りとして他者から得る、金銭、高額な物品、有価証券の売買取引契約、転職先での地位などが考えられる。

Ⅱ. 処分の厳格化

2. 情報漏えい等に係る処分量定

(2) 登録取消等以外の処分(職務停止処分・職務禁止措置)に係る対応

- ◆ 本協会では、現状、具体的な処分量定の決定方法については、潜脱防止等の理由から、対外的に示していない。このため、本ワーキングでは、処分量定の基本的な考え方を整理し、その内容を踏まえて、本協会規律審査部で詳細な処分量定の決定方法を検討する。
- ◆ 情報漏えい等における職務停止処分・職務禁止措置については、以下のような基本的な考え方に基づき、処分量定を判断する。

基本的な考え方(量定の判断要素)

全ての新禁止行為について、重大性、悪質性等が極めて小さいと認められるような特別な場合を除き、原則として、処分を行うことを検討する。

「不返却・不消去」又は「不正取得」により得た情報を漏えいした場合は、「不返却・不消去」又は「不正取得」に係る要素が加わるため、従来よりも重く評価する

「顧客に関する情報の量・内容」に応じた処分量定とし、故意性、目的・動機、方法・手口、顧客被害額、その他の処分の検討要素により過重又は軽減する。例えば、以下の過重・軽減要素が考えられる

- イ. 「不正な利得の目的・有無」があれば、より重く評価する
- ロ. 「不正使用」又は「漏えい」が行われた場合は、「不返却・不消去」又は「不正取得」だけの場合に比べて、重く評価する
- ハ. 漏えい事案において、漏えい先が情報を不正使用するおそれや二次被害を生じさせるおそれが少ない場合、又は、漏えい情報が回収できるなどの被害回復が可能な場合などは、処分の軽減要素となり得る

Ⅲ. 不都合行為者名簿の公表等

不都合行為者名簿(役職員の氏名)の公表は行わないこととするが、重大な法令等違反行為の再発防止等の観点から、登録取消処分及び不都合行為者の取扱いとなった事案の内容を公表する。

処分の公表(現行、新制度、米国の例)

日本(日証協)		参考 米国(FINRA)の例
現行	新制度	ブローカーチェック
原則、非公表	重大な法令等違反行為に係る処分等を公表	公表
証券取引等監視委員会の外務員勧告事案の場合は、処分内容※を公表 ※協会員等の名称、営業所等の名称、役職名、行為の概要、処分内容等 ※個人名は非公表	左記の監視委員会勧告に加え、登録取消処分・不都合行為者の取扱いについては処分内容※を公表 ※協会員等の名称、行為の概要、処分内容等 ※個人名は非公表	登録外務員の基本情報(氏名、保有資格、登録状況等)のほか、不利益情報として、犯罪歴、処分歴※、民事訴訟申立て等の情報も公表 ※処分機関、処分内容、行為時期、本人の主張、制裁の種類、行為の詳細が恒久的に掲載

- ◆ 氏名の公表は、名誉を棄損しうるものであるため、違法性阻却の見地から、法令の根拠に基づく形で行う必要があるという指摘があることや、採用照会制度が存在し、処分件数が減少傾向にある状況を踏まえると、必ずしも、氏名を公表する必要性が高い状況とはなっていないことを踏まえ、氏名の公表は行わないこととした。
- ◆ 一方で、WG委員からは、外務員の情報をチェックできることは、顧客にとって極めて有用であるとして、米国のような公表を求める意見などがあつた。氏名の公表に関しては、今後の金融商品取引業を取り巻く環境の変化や各種行政処分での氏名公表等の取扱いに関する法律等の改正動向などを踏まえつつ、必要に応じて検討していく課題として整理。

(参考)米国FINRAブローカーチェック

米国FINRAのウェブサイトでは、ブローカー(登録外務員や元外務員)等の各種情報(資格、業務経験、処分歴など)が誰でも閲覧可能

詳細レポートをクリックすると、PDFファイルにて詳細が確認可能



BrokerCheck[®]
by FINRA

INDIVIDUAL FIRM

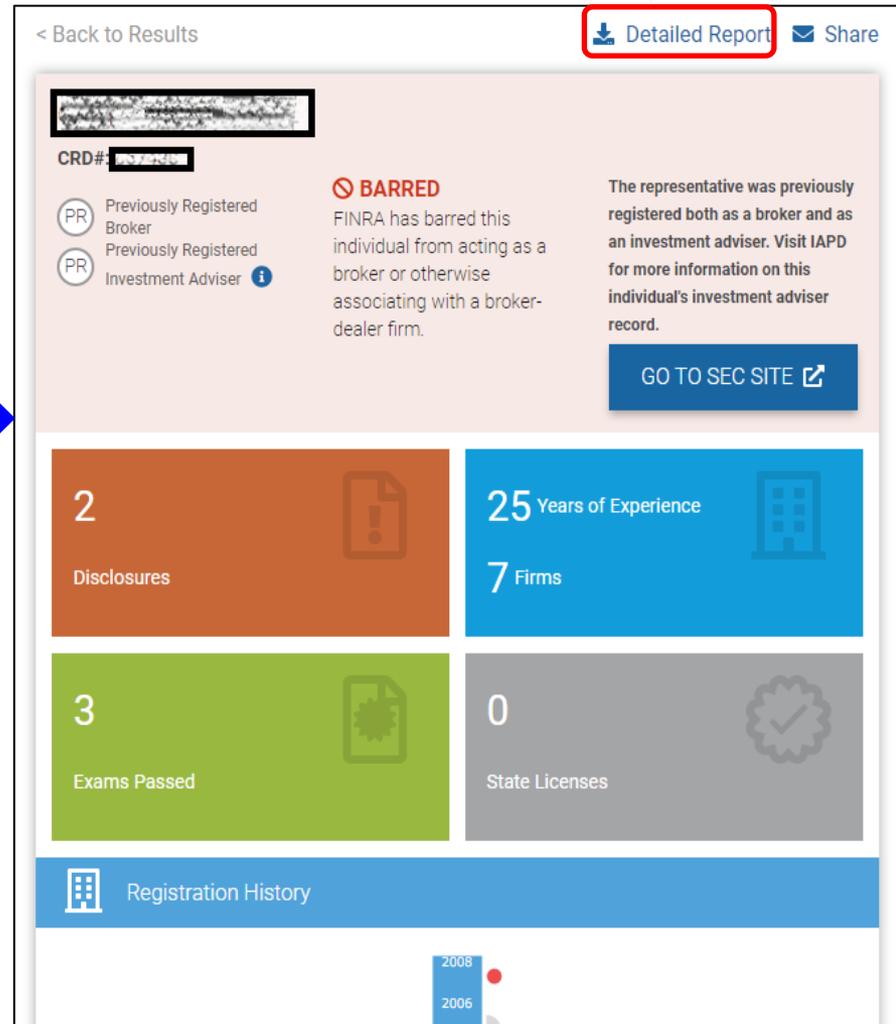
By clicking the **SEARCH** button or otherwise using BrokerCheck, I agree to [BrokerCheck Terms of Use](#)

Individual Name/CRD# at Firm Name or CRD/SEC# (optional) in City, State or ZIP (optional) **SEARCH**

Please be aware that fraudsters may link to BrokerCheck from phishing and similar scam websites, trying to steal your personal information or your money. Make sure you know who you're dealing with when investing, and contact FINRA with any concerns. For more information read our investor alert on imposters.

氏名を入力し、検索ボタンをクリック

BrokerCheck is a free tool to research the background and experience of financial brokers, advisers and firms.



< Back to Results [Download Detailed Report](#) [Share](#)

CRD# [REDACTED]

BARRED
FINRA has barred this individual from acting as a broker or otherwise associating with a broker-dealer firm.

The representative was previously registered both as a broker and as an investment adviser. Visit IAPD for more information on this individual's investment adviser record.

[GO TO SEC SITE](#)

2 Disclosures

25 Years of Experience

7 Firms

3 Exams Passed

0 State Licenses

Registration History

2008

2006

FINRA BrokerCheck[®] Terms of Use Last modified: July 17, 2017

利用規約

FINRA collects, compiles, organizes, indexes, digitally converts and maintains regulatory data from registered persons, member firms, government agencies and other sources and maintains the data in its proprietary Central Registration Depository ("CRD[®]") database and system. FINRA releases portions of such data through FINRA BrokerCheck, which provides data from the CRD system to the investing public. **BrokerCheck is offered pursuant to FINRA's responsibilities as a self-regulatory organization, and, in particular, pursuant to Section 15A (i) of the Securities Exchange Act of 1934.**

1. **Agreement.**

a. These BrokerCheck Terms of Use govern.....

Ⅲ. 不都合行為者名簿の公表等

	制度概要
目的	<ul style="list-style-type: none">・協会員等の役職員等に同様の行為を思いとどまらせる・協会員において実例を踏まえた対応策を検討することができる・投資者にとっても同様の行為の注意喚起となる。 これにより、重大な法令等違反行為の再発防止となり、もって、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図る
対象	登録取消処分・不都合行為者の取扱いの事案
公表事項	協会員又は金融商品仲介業者の名称(※)、行為の概要、処分日、処分内容、その他必要な事項 ※外務員の欠格事項(禁固以上の刑に処せられた場合等)に該当し、登録取消処分となった事案のうち、協会員の業務に関連しない行為については、協会員又は金融商品仲介業者の名称を公表しない。
公表期間	処分を行った日から5年間
公表方法	本協会ホームページ、協会員通知
公表開始	規則の改正施行日(改正日と同日)以降の処分から

(1)事例1 金商業での着服事案

処分年月日	2023年●月●日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	●●証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当社の役職員である甲は、生活費や借入金の返済に充当するため、顧客○名に対し、「当社の証券カードが新しいカードに切替えになる」旨の虚偽の説明をして、顧客の当社証券カードを詐取したうえで、暗証番号を不正に取得し、当社証券カードを使用して、○回にわたり、合計約○万円をATMから引き出し、これを着服した。
発見の端緒	(注)以下の選択肢1～4のうち該当するものを記載する。 1. 社内検査等により自社で発見 2. 外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明 3. 外部機関(行政当局や自主規制機関等)の検査等で判明 4. その他(解説資料参照)
参考情報	(注1)当社の改善策等の参考情報がある場合は、この欄に記載する。 (注2)参考情報は、原則、協会員通知にのみ掲載するが、投資者にも有益な情報があればHP公表版にも掲載。 (注3)参考情報の内容については、公表対象となる協会員等から意見を聴取したうえで、本協会が決定する。

(2) 事例2 プライベートでの犯罪行為で欠格事項に該当して登録取消処分となった事例

処分年月日	2023年●月●日
処分内容	登録取消処分
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	—
法令等違反行為の概要	【欠格事項該当(金商法第29条の4第1項第2号ハ)】 刑法第204条(傷害)